

兵庫医科大学病態モデル研究センター運営委員会規程

第1条 この規程は、兵庫医科大学病態モデル研究センター規程第11条第2項の規定に基づき、病態モデル研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

第2条 委員会は、病態モデル研究センター（以下「センター」という。）の運営に関する、次に掲げる事項について審議し、学長に答申する。

- 1 予算要求、予算執行
- 2 受益者負担額の検討
- 3 センター関連規程等の検討
- 4 高額機器の選定
- 5 学長の諮問事項
- 6 その他、適正な運営に関する事項

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 1 病態モデル研究センター長
- 2 学長が指名した教授 1名
- 3 教授会が選んだ教授 2名
- 4 病態モデル研究センター利用者会議が選んだ教授以外の教員 4名
- 5 センターの実験動物管理者
- 6 学務部長

② 委員の委嘱は学長が行う。

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、学長の任期を超えることはできない。

② 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

③ 前2項の委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号、第2号又は第3号の委員から学長が指名する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

② 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第7条 委員会は、委員長が必要と認めた場合に随時開催するものとする。

第8条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

第9条 委員会の事務は、学務部において行う。

第10条 この規程の改廃は、学長が発議し、教授会の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

①この規程は、平成30年4月1日から施行する。

②この規程の施行に伴い、「兵庫医科大学動物実験施設運営委員会規程（平成元年12月25日施行）」を廃止する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。（事務局組織の一部改組）